

## 高津区自主防災組織連絡協議会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 災害時における町内会・自治会等の自主防災組織が果たしている役割の重要性にかんがみ、区内の各自主防災組織相互の連携を密にし、自主防災体制の充実、強化することを目的として、高津区自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織相互及び行政、その他関係機関並びに各種団体との連絡調整に関すること。
- (2) 地震等に対する災害対策に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集伝達対策に関すること。
- (4) 防災意識の啓発に関すること。
- (5) 防災訓練の実施に関すること。
- (6) 自主防災組織の防災資器材の整備に関すること。
- (7) その他必要な事項

### (構成)

第3条 協議会は、区内の各自主防災組織の代表者（以下「代表者」という。）で構成する。

### (役員)

第4条 この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長           1名
- (2) 副会長           1名
- (3) 会 計           2名
- (4) 会計監査       2名

(5) 常任理事 若干名

2 会長、副会長、会計及び会計監査は、常任理事の中から互選により選出する。

(理事)

第5条 この協議会に常任理事を置く。

2 常任理事は、高津地区、橘地区から選出する。

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を統括し、会議の議長となる。副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、これを代行する。

2 常任理事は役員会において、協議会の運営に必要な事項を審議する。

3 会計は、本協議会の会計事務をつかさどる。

4 会計監査は、本協議会の会計事務を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は代表者をもって構成し、会長が招集する。

3 会長は必要に応じ、役員会を招集することができる。

4 会長は必要があると認めた時は、代表者以外の者を協議会へ参加させ意見を聞くことができる。

(地区会議)

第9条 この協議会に、中学校区ごと防災ネットワーク連絡会議を、小・中学校ごとに避難所運営会議を設けることができる。

(会計年度)

第10条 この協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日をもつ

て終わる。

(事務局)

第11条 協議会の事務局は、高津区役所区民協働推進部地域振興課に置く。

(雑 則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項について、協議会において定める。

附 則

この要綱は、平成8年8月26日から実施する。

附 則

この改正要綱は、平成9年8月29日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成11年7月12日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成13年6月4日から適用する。

附 則

この改正要綱は、平成17年6月20日から適用する。